

## 新型コロナ、5類移行後の診療報酬の特例措置見直しの方向性が示された

《背景》政府は、新型コロナウイルスの感染症法上の分類を5月8日から「5類」に引き下げることと決定し、これまで実施してきた診療報酬上の臨時的な特例や医療費の自己負担については段階的に見直すとしていた。2023年3月10日の新型コロナウイルス感染症対策本部では、移行に伴い医療提供体制や公費支援の見直しの方針が決定された。

《解説》外来の段階的な見直しについて、新型コロナ外来いわゆる発熱外来に関しては、幅広い医療機関で受診できるように、現在の約4.2万施設から最大6.4万施設まで、対応施設の拡大を目指すとしています。そのため、3月上旬から着手する取組みとして、安全かつ効率性も考慮した感染対策の見直し、新たに対応する医療機関への設備整備や個人防護具の確保等に対する支援を行う考えを示しました。また応招義務の整理として、新型コロナへの罹患又はその疑いのみを理由とした診療拒否は「正当な事由」に該当しないことを明確化しました。さらに、新型コロナの診療報酬上の特例や外来医療費の公費支援についても以下のとおり見直されることが決まりました。

### ◎外来に関する段階的な見直しの内容

	現行措置(主なもの)	位置づけ変更後	対応の方向性・考え方
コロナ疑い患者への対応	300点(院内トリージ実施料) 【院内の感染対策が要件】	①対応医療機関の枠組みを前提に院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形に8月末までに移行： <b>300点</b> ②上記に該当せず、院内感染対策を実施： <b>147点</b>	・空間分離・時間分離に必要な人員、PPE等の感染対策を引き続き評価 ・その上で受入患者を限定しないことを評価する仕組みへ
	250点(3月は147点) 【発熱外来の標榜・公表が要件】	2023年3月末に <b>終了</b>	・初診時の上乗せに関する特例は予定どおり終了
コロナ患者への対応	950点(救急医療管理加算) 【初診含めコロナ患者への診療】 ※ ロナプリーブ投与時の特例(3倍の2850点)あり	①初診時含めコロナ患者への療養指導を行った場合： <b>147点</b> ②コロナ患者の入院調整を行った場合： <b>950点</b>	・届出の簡略化などの状況変化を踏まえて見直し ・位置づけ変更に伴い、医療機関が実施する入院調整等の評価 ※ ロナプリーブ投与時の特例(3倍)は終了
外来医療費	・自己負担分を公費支援	・高額な治療薬の費用を公費支援 ・その他は自己負担	・治療薬の費用は、急激な負担増を避けるため、公費支援を一定期間(2023年9月末まで)継続
検査費用	・患者を発見・隔離するため、有症状者等の検査費用を公費支援	・検査費用の公費支援は終了 ・ただし高齢者施設等のクラスター対策は支援継続	・重症化リスクが高い者が多い医療機関、高齢者施設等での陽性者発生時の周囲の者への検査や従事者の集中的検査は行政検査として継続

出典：新型コロナウイルス感染症対策本部 「(参考資料)新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制及び公費支援の見直し等について(ポイント)」を基に加工・作成  
([https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel\\_coronavirus/th\\_siryou/sankou\\_r050310.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sankou_r050310.pdf))

《発行》

アステラス製薬株式会社

東京都中央区日本橋本町2-5-1 〒103-8411

《内容についてのお問い合わせ先》

医療総研株式会社

(担当：Mesa 編集室)

東京都渋谷区渋谷1-7-5 青山セブンハイツ 8F 〒151-0002

Mail : mesa.info@iryso-ken.co.jp